

別表 1

算出 方法	<p>予定価格の算出の基礎となる金額について、次に掲げる額を合計した額に、10,000分の9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（1）を算出額とする。</p> <p>ただし、これによって算出された金額が、予定価格に10分の9.2を乗じた額（2）を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じた額（2）に、10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（3）、予定価格に10分の7.5を乗じた額（4）に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じた額（4）に、1から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（5）を算出額とする。</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額  イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額  ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額  エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額</p>
端数 処理	<p>上記（1）～（5）の額が十万元以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てる。</p>

別表 2

算出 方法	<p>1 入札者の入札書（次の（1）及び（2）に該当するものを除く）に記載された金額の平均額及び標準偏差を求める。</p> <p>（1）予定価格を超過した金額を記載した入札  （2）予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（a）に満たない金額を記載した入札</p> <p>2 上記平均額から上記標準偏差を減じて得た額以上、上記平均額に上記標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の金額を記載した入札書に記載された金額の合計額を、当該範囲内の金額を記載した入札書を提出した入札者数で除して、中央計算値（b）を算出する。</p> <p>3 1における平均額は、対象となる入札書に記載された金額の合計を、対象となる入札書の数で除し、小数第3位以下を四捨五入して求める。</p> <p>4 1における標準偏差は、対象となる入札に記載された各入札金額から2で求めた平均額を減じた値の平方の合計を、対象となる入札の数で除した値の正の平方根について、小数第3位以下を四捨五入して求める。</p> <p>5 1から4の対象とした入札書は、算出上、有効とみなす。</p>
端数 処理	<p>上記（a）及び（b）が十万元以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てる。</p>